

令和6年度 津別町簡易水道水質検査頻度及び設定理由(上里水系)

	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	1/5		原則 検査頻度	1/5 超過	1/10超過 1/5以下	1/10 以下	検査頻度 採水場所	年間検査回数 津別町役場 給水栓	設 定 理 由	原則検査頻度を減した場合 次回の検査年度		
					1年1回頻度可	3年1回頻度可										
1	一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	検査回数減不可	月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査			
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可	月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002	-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(基準値変更)			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.008	0.004			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.15	0.14	0.17	2	1			○	月1回	12	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため今まで通り毎月検査			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.16	0.08			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.1			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	<0.001	<0.001	0.01	0.005			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001			○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度		
21	塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06	<0.06	<0.06	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
26	臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.004	0.003	0.004	0.2	0.1			○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.02			○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01	<0.01	0.02	0.06	0.03			○	月1回	12	性状確認のため今まで通り毎月検査			
35	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.009	0.008	0.012	0.2	0.1			○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	4.00	4.00	3.90	40	20			○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.005			○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度		
38	塩化物イオン	200mg/l以下	2.2	2.2	2.1	検査回数減不可		概ね	月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	17.1	16.7	17.6	60	30			○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度		
40	蒸発残留物	500mg/l以下	74	69	72	100	50			○	年1回	1	1/10超過1/5以下のため年1回			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02			○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度		
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06			○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和7年度		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06			○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和7年度		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002			○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和7年度		
45	フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005			○	年1回	1	今まで検出されることがなく、1/2以下で水源に汚染のおそれがないので年1回	令和7年度		
46	有機物(TOC)	3mg/l以下	<0.3	<0.3	0.3	検査回数減不可		概ね	月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査	
47	pH値	5.8~8.6	7.4~7.6	7.4~7.5	7.3~7.5	検査回数減不可		-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査			
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査			
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査			
50	色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可		-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査			
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可		-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査			

注1 過去の成績については、令和6年3月現在までの成績です。

注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。

注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

1日1回行う検査項目	年間検査回数
1 色	365
2 濁り	365
3 消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和6年度 津別町簡易水道水質検査頻度及び設定理由(相生水系)

項目	基準値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	1/5		1/10	原則検査頻度	1/5超過	1/10超過 1/5以下	1/10以下	検査頻度 採水場所	年間検査回数 相生消防 給水栓	設定理由	原則検査頻度を減した場合 次回の検査年度	
					1年1回頻度可	3年1回頻度可										
1 一般細菌	100個/ml以下	1	0	14	検査回数減不可			月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
2 大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可			月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002		-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(基準値変更)			
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	0.008	0.004					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.27	0.25	0.29	2	1					○	月1回	12	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため今まで通り毎月検査		
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.16	0.08					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
13 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.1					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	<0.0005	<0.001	<0.001	0.01	0.005					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001					○	年1回	1	水源に汚染のおそれなく1/10以下であるが安全確認のため年1回	令和7年度	
21 塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06	<0.06	<0.06	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
24 ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
26 臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査(次亜塩素酸ナトリウム使用)			
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
28 トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可			-	-	-	3ヶ月1回	4	法令通り年4回検査			
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.015	0.009	0.021	0.2	0.1					○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	0.02					○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	0.03					○	月1回	12	性状確認のため今まで通り毎月検査		
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	0.002	0.001	0.003	0.2	0.1					○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	5.30	5.10	4.90	40	20					○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.005					○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
38 塩化物イオン	200mg/l以下	3.3	3.4	3.3	検査回数減不可			概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	23.9	22.7	23.6	60	30		3ヶ月1回以上	○		○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
40 蒸発残留物	500mg/l以下	101	100	103	100	50					○	3ヶ月1回	4	1/5超過のため年4回検査		
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02					○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06		藻の発生する時期			○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和7年度	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	1E-06		月1回			○	年1回	1	藻の発生する時期性状確認のため年1回	令和7年度	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.002		3ヶ月1回以上			○	年1回	1	1/2以下	今まで検出されることがなく、1/2以下で水源に汚染のおそれがないので年1回	令和7年度
45 フェノール類	0.005mg/l以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005					○	年1回	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	令和7年度	
46 有機物(TOC)	3mg/l以下	0.5	0.5	0.6	検査回数減不可			概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
47 pH値	5.8~8.6	7.3~7.5	7.3~7.5	7.3~7.5	検査回数減不可			概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
48 味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可			概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
49 臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可			概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
50 色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可			概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可			概ね月1回	-	-	-	月1回	12	法令通り毎月検査		

注1 過去の成績については、令和6年3月現在までの成績です。  
 注2 毎月検査、年4回検査については年間の最大値。年1回検査についてはその値を記載。  
 注3 省略不可能項目の検査頻度については、毎月検査項目については1ヶ月に1回、基本頻度の項目は3ヶ月に1回実施。

1日1回行う検査

項目	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365